

岐阜縣公報

第一千六百三十三号

(火曜日)

目次

規則

## 岐阜県宅地建物取引業施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一九九ベーチ

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事  
古田肇

## 道路の供用開始

## 河川区域指定告示添付平面図の変更

井木事務所にて隠する御用の一部を正

本埠建物取引二語は使用するに當り此處知事由  
地建物取引二項二使用するに當り此處知事由

関都市計画下水道事業の変更認可

## 恵那都市計画下水道事業の変更認可

公示

## 平成二十七年度調理師試験の実施

## 県営土地改良事業の変更計画の決定

公共測量の終了

雷平入林渓入云（延訛GARIS）

## 土地改良又設員の退任及び就任

岐阜県公報

（金曜曜日日）

発行

平成二十七年三月二十四日

# 岐 阜 縿 公 報

第十六条の見出し中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「規定による」を削り、「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改め。

試験課題「規定による宅地建物取引主任者資格試験」や「宅地建物取引士資格試験」<sup>上記を</sup>「宅地建物取引主任者資格試験證明願」や「宅地建物取引士資格試験合格証明願」<sup>上記</sup>「規定により宅地建物取引主任者資格試験」や「宅地建物取引士資格試験」<sup>上記を</sup>

登録の上、「取引主任者証」又は「宅地建物取引士証」を交付する。  
登記係は、「宅地建物取引主任者証返還請求書」又は「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に「宅地建物取引主任者資格登録の」又は「宅地建物取引士資格登録の」上、「取引主任者証」又は「宅地建物取引士証」を記入する。

「求書」 $\rightarrow$ 「取引主任者証の」 $\rightarrow$ 「宅地建物取引士証の」 $\rightarrow$ なるべく

1 1)の規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 一の規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県宅地建物取引業法施行細則

第十二条の規定により交付されている合格証書及び証明書は、この規則による改正後の技量基準に達する場合は、当該基準に適合する旨を記載して交付される。

告示

**岐阜県告示第一二五二号**  
**道路法（昭和一十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を**  
次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から一週間岐阜県土整備部道路  
維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県告示第二百五号

国一道般	類の道種路
六二百五十号	路線名
番同一地市同字同まで	区間
一四〇一	六六・七
平成三・四	ル(メート)長
平成一・六	供用開始の期日
平成四・二〇	備考はの月の又年改定区域決か年告はの日

岐阜県告示第一二四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係方面は、平成二十七年二月二十四日から三週間岐阜県県土整備局道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事  
古田  
肇

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第二百三十三号）別表中木曾川

水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第七号図及び第八号図を変更するので、  
河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第四項の規定により告示する。

なお、変更後の図面は、岐阜県土整備部河川課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置

いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第一二百六号

土木事務所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第一二百五十三号）の一部を次の

よつて改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一八を次のように改める。

8 恵那土木事務所

書体 大きさ てん書  
一一三三三コメートル平方



岐阜県告示第一二百七号

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事印を次のとおり定め、平成二十七年四月一日  
から使用する。  
なお、宅地建物取引主任者証に使用する岐阜県知事職務代理者印に関する告示（平成  
元年岐阜県告示第二百三十九号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 大きさ やまと古字  
二十一ミリメートル平方

岐阜県告示第一二百八号

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事職務代理者印を次のとおり定め、平成二十七  
年四月一日から使用する。

なお、宅地建物取引主任者証に使用する岐阜県知事職務代理者印に関する告示（平成  
元年岐阜県告示第二百三十九号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 大きさ やまと古字  
二十一ミリメートル平方

岐阜県都市建築部建築指導課長

岐阜県告示第一二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、関都市計画  
下水道事業の変更を認可したので、同条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

## 公 示

## 平成二十七年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第二百四十七号）第三条の一第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
関都市計画下水道事業 関市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和三十八年九月一日から  
平成三十二年三月三十日まで
- 四 事業地  
岐阜県告示第一五百十号

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第六十三条第一項の規定により、恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
恵那市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十七年一月一十八日から  
平成三十四年三月三十日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げるものにおいて一年以上調理の業務に従事したもの

- 五 受験手続
- 試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書・履歴書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式。以下「受験願書」という。）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部

生活衛生課に提出してください。

なお、平成二十一年度以降の岐阜県の調理師試験を受験したことのある者については、受験票の添付により受験願書の履歴に係る記載並びに1及び2の書類の提出を省略できます。

郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書し、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-0857 岐阜市薮田南二丁目一番一號）に提出してください。

#### 1 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

なお、証明者が個人の場合には、印鑑登録証明書（発行後三月以内の原本）を添付してください。

2 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前二月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

3 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

#### 六 願書受付期間

平成二十七年五月一十五日（月）から同年六月五日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月一十五日（月）から同年六月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

#### 七 願書配布期間

平成二十七年四月二十日（月）から同年六月五日（金）まで

#### 八 受験手数料

六千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙を同封してください。

#### 九 合否判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とします。ただし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

#### 十 合格発表

平成二十七年十月一日（木）午前十時に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所

に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

#### 十一 試験結果の提供

平成二十七年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

##### 1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

##### 2 提供期間

合格発表の日から一ヶ月間

##### 3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

#### 十二 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

#### 岐阜県土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 筆

施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
恵 那 北 部 地 区	恵 那 市 役 所	同 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日 ～ 二 十 一 年 九 月 三 日

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり

# 岐 阜 縿 公 報

公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 篤

- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等  
本記「<sup>1)</sup>」の<sup>(2)</sup>に掲載又は郵送により提出すること。

**3 仕様書案の交付期間及び交付場所**

(1) 交付期間 平成27年3月24日(火)から平成27年4月3日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

- (2) 交付場所 2 の(2)に同じ。

一  
作業機関  
国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所

- 公共測量（水準測量）**  
**三 作業期間**  
平成二十六年十月一日から  
同 一十七年三月十一日まで  
**四 作業地域**  
羽島市、海津市及び養老郡養老町

電子入札システム（建設CALIS/ECC）サービス提供業務の仕様書案に対する  
意見招請に関する公告

電子入札システム（建設CALLS/ECC）サービス提供業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 篤

- # 1 調達業務の名稱及び数量 電子入札システム（建設CALS/ECC）サービス提供業務 一式

- (1) 提出期限 平成27年4月14日（火）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）  
(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号

**土地改良区役員の退任及び就任**

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 筲

良区	養老町改大	改土地改大	改良区名地	改良区名地
良区	養老町改大	改土地改大	年退	年月日任
年	月	日	月	日
平成	平成	平成	平成	平成
二〇一八年	二〇一六年	二〇一六年	二〇一六年	二〇一六年
就任した役員	役名	役名	役名	役名
理事	氏	氏	氏	氏
石原和博	名	住	名	住
養老町大巻	所	所	所	所
四一二番地	三九一一番地	三九一一番地	三九一一番地	三九一一番地

三九一番地 所

平成二十七年三月二十四日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社